

第十編

平成20年度の地方財政

1. 地方財政計画	249
2. 地方債計画	249
3. 県内市町の決算状況	249

1 平成20年度地方財政計画

平成20年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「基本方針2006」および「基本方針2007」に沿って、国の取組と歩調を合わせて、歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図る一方、喫緊の課題である地方の再生に向け、地方の知恵と工夫を活かした産業振興や、地域活性化、生活の安全安心の確保等の施策の推進に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとして策定された。

その規模は83兆4,014億円（「地方再生対策費」を除き83兆14億円）で、前年度に比べ+2,753億円、+0.3%（同△1,247億円、△0.2%）となった。

平成20年度地方財政計画の概要については資料1のとおりである。

2 平成20年度地方債計画

平成20年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定された。

その規模は12兆4,776億円で、前年度に比べ△0.3%となった。

3 平成20年度県内市町の決算状況

県内17市町の平成20年度決算について、全国市町村決算の純計と対比した主な特徴は次のとおりである（全国市町村決算には、特別区、一部事務組合および広域連合を含む。）。

（1）決算規模の主な特徴

全国市町村普通会計決算の純計（以下、「全国決算」という。）は、前年度から歳入が+1.4%、歳出が+0.3%となった。本県市町決算（以下、「本県決算」という。）は、景気後退による地方税・税交付金の減少、職員数の削減による人件費の減少、大規模事業の完了等による地方債および普通建設事業費の減少等により、前年度から歳入が△0.6%、歳出が△1.0%となった。

(2) 歳入の主な特徴

地方税は、全国決算は、法人市町村民税が減少したものの、個人市町村民税および固定資産税の増加に伴い前年度から+0.4%となった。本県決算は、法人住民税等が減となり、前年度から△1.5%となった。

地方譲与税は、地方道路譲与税等の減少に伴い、全国決算は前年度から△3.8%となり、本県決算は△4.0%となった。

地方交付税は、全国決算は前年度から+3.7%となり、本県決算は+3.9%となった。

一般財源は、地方交付税等が増加したことから、全国決算は前年度を上回っているが、歳入総額に占める割合は前年度から△0.4ポイントとなった。本県決算も前年度を下回るが、歳入総額も減少したことにより歳入総額に占める割合は+0.2ポイントとなった。

国庫支出金は、全国決算は、生活保護費負担金等の増加に伴い前年度から+14.6%となった。本県決算は、定額給付金給付事業や地域活性化・生活対策臨時交付金などの国の経済対策に伴い+27.5%となった。

地方債は、全国決算は、臨時財政対策債の減少等により前年度から△0.1%となった。本県決算は、大規模事業の完了や合併に伴う地域振興基金への積立金の減少等により、△22.7%となった。

(3) 歳出の主な特徴

義務的経費は、全国決算は、人件費が各団体の歳出削減努力により減少(△2.9%)したこと、扶助費が生活保護費の増加等に伴い増加(+3.7%)したこと、公債費がほぼ前年並み(微減)となったことから、前年度から△0.1%になった。本県決算は、職員数の抑制等による人件費の減(△2.9%)の一方で、生活保護費の増や障害者自立支援制度の改正に伴う扶助費の増加(+4.2%)や、公債費の増加(+0.9%)により、+0.1%となった。

投資的経費は、全国決算は、事業の抑制に伴う普通建設事業費の減(△2.0%)や豪雨災害等の減少による災害復旧事業費の減(△50.0%)等により、前年度から△3.2%となった。本県決算は、教育施設建設事業の収束に伴う普通建設事業費の減(△8.5%)や福井豪雨等による災害復旧事業の収束に伴う災害復旧事業費の減(△74.6%)等により、△9.4%となった。

(4) 公営企業の主な特徴

地方公営企業会計の決算規模は、全国決算では、建設投資額の減少等に伴う資本的支出の減少等により前年度に比べ△0.6%となり、本県決算では△6.7%となった。

他会計からの繰入金は、全国決算では前年度より+2.5%となり、本県決算では+0.8%となった。

企業債現在高は、全国決算では前年度末より△2.4%となり、本県決算では△1.2%となった。

平成20年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
平成20年1月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 平成20年度の地方財政の姿

① 地方財政計画の規模	83兆4,014億円 (前年度比+2,753億円、+0.3%)
(参考) 地方再生対策費除き	83兆14億円 (" Δ1,247億円、Δ0.2%)
② 地方一般歳出	65兆7,626億円 (" +276億円、+0.0%)
(参考) 地方再生対策費除き	65兆3,626億円 (" Δ3,724億円、Δ0.6%)
③ 一般財源の総額	59兆8,858億円 (" +6,592億円、+1.1%)
④ 財源不足額	5兆2,476億円 (平 ^⑱ 4兆4,200億円)

※折半対象財源不足は平^⑱に引き続き発生せず

- 社会保障関係の国庫補助事業や公債費等の歳出の増要因がある中で、基本方針2006に沿って、引き続き地方歳出の抑制に努めつつ、地方再生対策費など必要な歳出を計上。

【減要因】

- ・ 給与関係経費…………… 職員数2.8万人純減 (5年間の定員純減目標Δ5.7%の1年分に義務教育教職員の改善増等を反映)、給与構造改革等により、Δ3,040億円
- ・ 投資的経費 (単独) …… Δ3%により、Δ2,577億円

【増要因】

- ・ 一般行政経費 (補助) …… 社会保障関係経費を中心に、+3,360億円
- ・ 地方再生対策費…………… +4,000億円
- ・ 公債費…………… 臨時財政対策債元利償還分の増により、+2,300億円

- 財源不足の補てん (5兆2,476億円)

平成20年度においては、交付税特別会計借入金の償還を平成26年度以降に繰り延べることとしたうえで、なお生ずる財源不足については、従前と同様の例により、以下のとおり補てん措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補てんすべき額は生じない。

① 財源対策債の発行	1兆5,400億円
② 地方交付税の増額による補てん措置 一般会計における加算措置 (既往法定分)	6,744億円
③ 臨時財政対策債の発行 (既発債の元利償還金分、地方再生対策費分等)	2兆8,332億円
④ 特別交付金	2,000億円

II 歳出の特別枠「地方再生対策費」の創設

地方再生対策費の創設 4,000億円

- 「地方と都市の共生」の考え方の下、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な歳出を計上。
- 「地方再生対策費」は、地方税の偏在是正策による効果額を勘案して計上。ただし、偏在是正の効果が生じるまでの間は、つなぎ措置として、臨時財政対策債の発行により財源を確保。
- 「地方再生対策費」は、地方交付税の算定を通じて、市町村、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分。
 - ・ 都道府県に1,500億円、市町村に2,500億円を配分。
- 人口要素と面積要素を基本に算定
 - ・ 人口規模のコスト差や第一次産業就業者比率、高齢者人口比率等を反映。
 - ・ 合併市町村については、旧市町村単位で算定した額を合算することにより合併後のまちづくり等の財源を確保。
- 算定見込み額
 - ・ 都道府県 標準団体（人口170万人） 20億円程度
 - ・ 市町村 人口10万人規模 2億円程度
 - 5万人規模 1億3千万円程度
 - 1万人規模 8千万円程度
 - 5千人規模 6千万円程度

III 安定的な財政運営に必要な一般財源総額の増額確保

一般財源総額 59兆8,858億円（前年度比 + 6,592億円、+ 1.1%）

- 喫緊の課題である地方の再生に向けた自主的・主体的な活性化施策の充実等に対処するため、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を増額確保。

・ 地方税	40兆4,703億円	<前年度比	+ 975億円>
・ 地方交付税	15兆4,061億円	< "	+ 2,034億円>
・ 臨時財政対策債	2兆8,332億円	< "	+ 2,032億円>
・ その他	1兆1,762億円	< "	+ 1,551億円>
計	<u>59兆8.858億円</u>	< "	<u>+ 6.592億円></u>

<その他：地方譲与税、地方特例交付金（児童手当特例交付金、減収補てん特例交付金（※））、特別交付金>

（※）平成20年度から適用される個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするために新設される交付金

- 交付団体ベース（19年度算定）の一般財源総額 前年度比 +5,800億円程度、+1.3%
- 不交付団体 " " + 800億円程度 +0.6%

IV 地方交付税の増額確保

1 実質的な地方交付税の総額	18兆2,393億円	(前年度比 +4,066億円、+2.3%)
地方交付税	15兆4,061億円	(" +2,034億円、+1.3%)
臨時財政対策債	2兆8,332億円	(" +2,032億円、+7.7%)

○ 地方税収の伸びが鈍化する中で、実質的な地方交付税総額を増額確保。

- | | |
|--|------------|
| ① 地方交付税の法定率分 | 14兆6,657億円 |
| ② 一般会計における加算措置（既往法定分） | 6,744億円 |
| ③ 平成18年度精算分 | △ 2,000億円 |
| 平成18年度精算減分（△5,016億円）について、必要な地方交付税総額を確保する観点から、一部を繰り延べ、平成20年度は△2,000億円とする（残額は平成21年度に減額）。 | |
| ④ 平成19年度繰越分 | 5,869億円 |
| 平成19年度補正において償還を繰り延べた交付税特別会計借入金償還予定額を平成20年度に繰越し。 | |
| ⑤ 交付税特別会計借入金支払利子 | △ 5,711億円 |
| ⑥ 交付税特別会計剰余金の活用等 | 2,502億円 |

【参考】実質的な地方交付税総額の推移（兆円）

年 度	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
実質的な地方交付税	21.4	21.8	22.8	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2
うち地方交付税	21.4	20.3	19.5	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4
うち臨時財政対策債	-	1.4	3.2	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8

2 交付税特別会計借入金の償還計画の見直し

地方税及び地方交付税の原資となる国税の伸びの鈍化を勘案し、現行の償還期限の中で見直し

- 地方税及び地方交付税の原資となる国税の伸びの鈍化を勘案し、必要な地方交付税総額を確保するため、平成20年度及び平成21年度に行う予定となっている交付税特別会計借入金の償還を、それぞれ平成26年度以降及び平成27年度以降に繰り延べることとしたうえで、現行の償還期限である平成38年度までの範囲で、償還計画を見直し。

主な地方財政指標

一般財源総額

59.9兆円（平^{①⑨}=59.2兆円、+1.1%程度）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金等の計である

一般財源比率

68.4%（平^{①⑨}=68.1%）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金等の計である

地方債依存度

11.5%（平^{①⑨}=11.6%）

[臨時財政対策債を含む]

地方の借入金残高（平^{②⑩}末見込み）

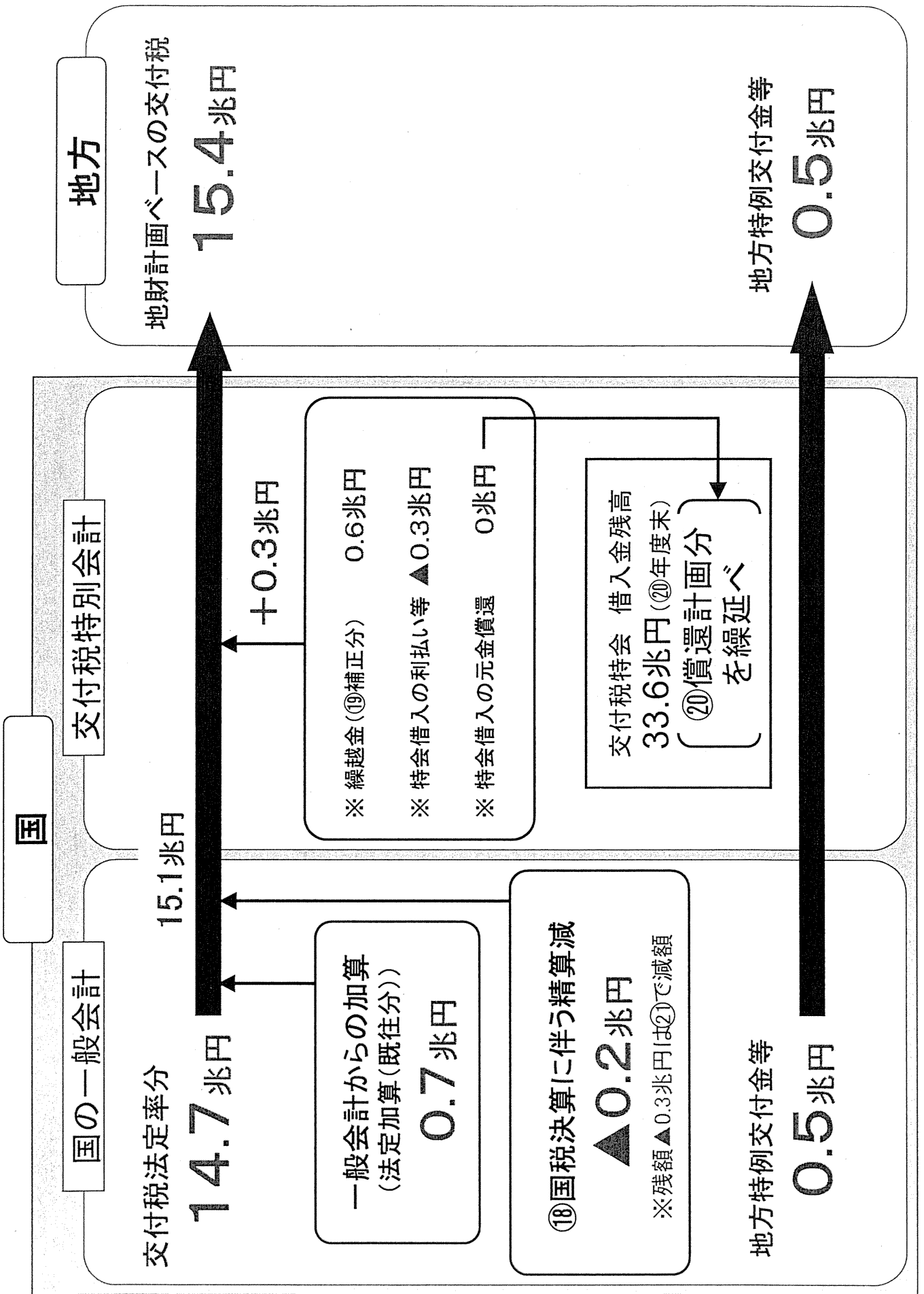
197兆円（平^{①⑨}末見込み（当初）=199兆円）

交付税特別会計借入金残高（平^{②⑩}末見込み）

33.6兆円（平^{①⑨}末見込み（補正後）=33.6兆円）

（注）平^{②⑩}償還予定額を地方交付税総額の確保の観点から繰り延べ

平成20年度 地方交付税等の姿



地方再生対策費

1. 算定額

4,000億円程度

- 都道府県分 1,500億円程度
- 市町村分 2,500億円程度

2. 算定経費

地方税偏在是正による財源を活用して、地方と都市の「共生」の考え方の下、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を基準財政需要額において包括的に算定。市町村、特に財政の厳しい地域に重点的に配分。

3. 算定方法

○ 都道府県（1,500億円程度）

測定単位：人口

単位費用 × 人口 × 段階補正 × 経費の必要度に応じた補正

- * 段階補正 人口規模のコスト差を反映
- * 経費の必要度に応じた補正(次の指標を反映)
 - ① 第一次産業就業者の比率
 - ② 高齢者人口の比率
 - ③ 面積を反映する「人口密度」

標準団体(人口170万人)	20億円程度
---------------	--------

○ 市町村（2,500億円程度）

測定単位：人口（うち2,250億円程度）

単位費用 × 人口 × 段階補正 × 経費の必要度に応じた補正

- * 段階補正 人口規模のコスト差を反映
- * 経費の必要度に応じた補正(次の指標を反映)
 - ① 第一次産業就業者の比率
 - ② 高齢者人口の比率

測定単位：耕地及び林野面積（うち250億円程度）

単位費用 × 耕地及び林野面積

【市町村試算】

人口規模	試算額	基準財政需要額に対する割合
人口10万人規模 (人口9万~11万人の平均)	2億円程度	1.2%
人口5万人規模 (人口4万~6万人の平均)	1億3千万円程度	1.4%
人口1万人規模 (人口9千~1万1千人の平均)	8千万円程度	2.7%
人口5千人規模 (人口4千~6千人の平均)	6千万円程度	2.9%

※ 合併市町村については、旧市町村単位で算定した額を合算することにより合併後のまちづくり等の財源を確保

2 地方財政計画歳入歳出一覧

(1) 歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分	平成20年度 (A)	平成19年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)	備 考
(歳入)					
地 方 税	404,703	403,728	975	0.2	
地 方 譲 与 税	7,027	7,091	▲ 64	▲ 0.9	
地方特例交付金等	4,735	3,120	1,615	51.8	
地 方 交 付 税	154,061	152,027	2,034	1.3	
国 庫 支 出 金	100,831	101,739	▲ 908	▲ 0.9	
地 方 債	96,055	96,529	▲ 474	▲ 0.5	
使用料及び手数料	16,220	16,455	▲ 235	▲ 1.4	
雑 収 入	50,382	50,572	▲ 190	▲ 0.4	
計	834,014	831,261	2,753	0.3	
一 般 財 源	598,858	592,266	6,592	1.1	
(歳出)					
給 与 関 係 経 費	222,071	225,111	▲ 3,040	▲ 1.4	
退職手当以外	198,206	201,283	▲ 3,077	▲ 1.5	
退職手当	23,865	23,828	37	0.2	
一 般 行 政 経 費	265,464	261,811	3,653	1.4	
補 助	115,660	112,300	3,360	3.0	
単 独	138,410	139,510	▲ 1,100	▲ 0.8	
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	11,394	10,001	1,393	13.9	
地 方 再 生 対 策 費	4,000	-	4,000	皆増	
公 債 費	133,796	131,496	2,300	1.7	
維 持 補 修 費	9,680	9,766	▲ 86	▲ 0.9	
投 資 的 経 費	148,151	152,328	▲ 4,177	▲ 2.7	
直 轄 ・ 補 助	64,844	66,444	▲ 1,600	▲ 2.4	
単 独	83,307	85,884	▲ 2,577	▲ 3.0	
公 営 企 業 繰 出 金	26,352	27,249	▲ 897	▲ 3.3	
企業債償還費普通会計負担分	18,092	18,915	▲ 823	▲ 4.4	
そ の 他	8,260	8,334	▲ 74	▲ 0.9	
不交付団体水準超経費	24,500	23,500	1,000	4.3	
計	834,014	831,261	2,753	0.3	
(地方再生対策費を除く)	(830,014)	(831,261)	(▲ 1,247)	(▲ 0.2)	
地 方 一 般 歳 出	657,626	657,350	276	0.0	公債費、企業債償還費普通会計負担分、不交付団体水準超経費を除く
(地方再生対策費を除く)	(653,626)	(657,350)	(▲ 3,724)	▲ 0.6	

(2) 歳入歳出構成比

歳 入	平成 20年度	平成 19年度	差 引	歳 出	平成 20年度	平成 19年度	差 引
地 方 税	48.5	48.6	▲ 0.1	給 与 関 係 経 費	26.6	27.1	▲ 0.5
地 方 譲 与 税	0.8	0.9	▲ 0.1	一 般 行 政 経 費	31.8	31.5	0.3
地方特例交付金等	0.6	0.4	0.2	地 方 再 生 対 策 費	0.5	-	0.5
地 方 交 付 税	18.5	18.3	0.2	公 債 費	16.0	15.8	0.2
〔臨時財政対策債含む〕	21.9	21.5	0.4	維 持 補 修 費	1.2	1.2	0.0
国 庫 支 出 金	12.1	12.2	▲ 0.1	投 資 的 経 費	17.8	18.3	▲ 0.5
地 方 債	11.5	11.6	▲ 0.1	公 営 企 業 繰 出 金	3.2	3.3	▲ 0.1
使用料及び手数料	2.0	2.0	0.0	不交付団体水準超経費	2.9	2.8	0.1
雑 収 入	6.0	6.0	0.0				
計	100.0	100.0	-	計	100.0	100.0	-

(参 考)

平成20年度地方債計画について

1 策定方針

平成20年度地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、平成21年度までの3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、公営企業借換債と合わせて5兆円程度の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行うこととしており、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとしている。

2 概 況

上記の方針に基づいて策定した結果、平成20年度の地方債の総額は下表のとおり12兆4,776億円となり、前年度に比べて332億円、0.3%の減となっている。

このうち、普通会計分は9兆6,055億円で、前年度に比べて474億円、0.5%の減となっている。

また、公営企業会計等分は2兆8,721億円で、前年度に比べて142億円、0.5%の増となっている。

(単位：億円、%)

区 分	平成20年度	平成19年度	増 減 額		増 減 率	
	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)	(C)/(B)×100	
普通会計分	96,055	96,529	△	474	△	0.5
通常分	46,373	48,379	△	2,006	△	4.1
特別分	49,682	48,150		1,532		3.2
臨時財政対策債	28,332	26,300		2,032		7.7
財源対策債	15,400	15,900	△	500	△	3.1
退職手当債	5,900	5,900		0		0.0
調整(不交付団体分)	50	50		0		0.0
公営企業会計等分	28,721	28,579		142		0.5
総 計	124,776	125,108	△	332	△	0.3
通常分	75,094	76,958	△	1,864	△	2.4
特別分	49,682	48,150		1,532		3.2

(注) 1 「調整(不交付団体分)」は、国庫補助負担金の一般財源化に伴う影響額に係る不交付団体への資金手当分である。

2 公営企業会計等分はすべて通常分である。

3 地方債計画の特色

(1) 公債費負担軽減対策

平成19年度に引き続き平成21年度までの3年間で、公営企業借換債と合わせて5兆円程度の年利5%以上の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を行うこととしており、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとしている。

(2) 地方公営企業等金融機構資金の創設

地方公営企業等金融機構の発足に伴い、地方公営企業等金融機構資金を設けることとしている。

(3) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債2兆8,332億円を計上している。

(4) 行政改革等の促進に寄与する地方債の発行

① 退職手当債

団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、退職手当債5,900億円を計上している。

② 行政改革等推進債

i) 集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む団体、ii) 地域経済の活性化や地域雇用の創造による地域の再生に取り組む団体が、必要な公共施設の整備等を円滑に実施することができるよう、当該事業に係る通常の地方債に加え、さらに行政改革等推進債を充当することができることとし、4,400億円を計上している。

(5) 合併特例事業の推進

「市町村の合併の特例に関する法律(合併旧法)」及び「市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)」に基づく市町村合併を支援するため、合併市町村が公共施設の整備等を計画的に実施できるよう、9,500億円を計上している。

(6) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(7) 公立病院特例債の創設

病院事業において、医師不足等により経営状況が悪化し不良債務が増加している団体等を対象に過去の不良債務を長期債務に振り替えるため、平成20年度に限り特例債を発行できることとし、病院事業債の内数として600億円を計上している。

(8) 公営企業借換債の確保

公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債については、(1)の公債費負担軽減対策の一環として実施することとし、2,000億円を計上している。

(9) 地方道路整備臨時貸付金

道路事業に係る無利子貸付金制度の創設に伴い、1,000億円を計上している。

4 地方債資金の確保

公的資金については、地方公営企業等金融機構の発足に伴い、地方公営企業等金融機構資金を創設するとともに、地方分権の推進や財投改革の趣旨を踏まえ、公的資金の重点化・縮減を図ることとし、4兆5,730億円を計上している。

民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発行市場公募地方債及び住民参加型市場公募地方債の発行を引き続き推進することとし、市場公募地方債3兆4,000億円（住民参加型市場公募地方債3,500億円を含む。）を計上している。

(単位：億円、%)

区 分	平成20年度計画額		平成19年度計画額		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
公 的 資 金	45,730	36.6	46,300	37.0	△ 570	△ 1.2
財 政 融 資 資 金	32,400	26.0	32,800	26.2	△ 400	△ 1.2
公営企業金融公庫資金	2,100	1.7	13,500	10.8	△ 11,400	△ 84.4
地方公営企業等金融機構資金	11,230	9.0	—	—	11,230	皆 増
(国の予算等貸付金)	(2,127)	—	(437)	—	(1,690)	(386.7)
民 間 等 資 金	79,046	63.4	78,808	63.0	238	0.3
市 場 公 募	34,000	27.2	34,000	27.2	0	0.0
銀 行 等 引 受	45,046	36.1	44,808	35.8	238	0.5
合 計	124,776	100.0	125,108	100.0	△ 332	△ 0.3

(注) 1 市場公募地方債については、借換債を含め6兆円（前年度比2,000億円、3.4%増）を予定している。

2 国の予算等貸付金の（ ）書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

平成20年度地方債計画

(単位：億円、%)

項 目	平成20年度	平成19年度	差 引		増 減 率
	計画額 (A)	計画額 (B)	(A)-(B)	(C)	(C)/(B) × 100
一 一般会計債					
1 一般公共事業	18,874	19,467	△	593	△ 3.0
2 公営住宅建設事業	1,603	1,680	△	77	△ 4.6
3 災害復旧事業	403	408	△	5	△ 1.2
4 教育・福祉施設等整備事業	6,241	6,538	△	297	△ 4.5
(1) 学校教育施設等	1,993	2,068	△	75	△ 3.6
(2) 社会福祉施設	306	316	△	10	△ 3.2
(3) 一般廃棄物処理	1,369	1,505	△	136	△ 9.0
(4) 一般補助施設等	1,873	1,949	△	76	△ 3.9
(5) 施設(一般財源化分)	700	700		0	0.0
5 一般単独事業	25,341	26,562	△	1,221	△ 4.6
(1) 一般	3,841	4,254	△	413	△ 9.7
(2) 地域活性化	870	900	△	30	△ 3.3
(3) 防災対策	1,260	1,300	△	40	△ 3.1
(4) 合併特例	9,500	9,500		0	0.0
(5) 臨時地方道	8,600	9,300	△	700	△ 7.5
(6) 臨時河川等	570	587	△	17	△ 2.9
(7) 臨時高等学校	700	721	△	21	△ 2.9
6 辺地及び過疎対策事業	3,213	3,312	△	99	△ 3.0
(1) 辺地対策	493	508	△	15	△ 3.0
(2) 過疎対策	2,720	2,804	△	84	△ 3.0
7 公共用地先行取得等事業	636	667	△	31	△ 4.6
8 行政改革等推進	4,400	4,500	△	100	△ 2.2
9 調整(不交付団体分)	50	50		0	0.0
計	60,761	63,184	△	2,423	△ 3.8
二 公営企業債					
1 水道事業	4,263	4,374	△	111	△ 2.5
2 工業用水道事業	259	295	△	36	△ 12.2
3 交通事業	2,798	2,990	△	192	△ 6.4
4 電気事業・ガス事業	40	63	△	23	△ 36.5
5 港湾整備事業	556	550		6	1.1
6 病院事業	2,865	2,386		479	20.1
7 介護サービス施設整備事業	22	20		2	10.0
8 市場事業・と畜場事業	448	289		159	55.0
9 地域開発事業	1,467	1,374		93	6.8
10 下水道事業	14,994	15,275	△	281	△ 1.8
11 観光その他事業	71	108	△	37	△ 34.3
計	27,783	27,724		59	0.2
合 計	88,544	90,908	△	2,364	△ 2.6

(単位：億円、%)

項 目		平成20年度 計画額 (A)	平成19年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三公営企業借換債		2,000	2,000	0	0.0
四臨時財政対策債		28,332	26,300	2,032	7.7
五退職手当債		5,900	5,900	0	0.0
六国の予算等貸付金債					
1 地方道路整備臨時貸付金		(1,000)	(-)	(1,000)	(皆 増)
2 そ の 他		(1,127)	(437)	(690)	(157.9)
計		(2,127)	(437)	(1,690)	(386.7)
総 計		124,776	125,108	△ 332	△ 0.3
内 訳	普通会計分	96,055	96,529	△ 474	△ 0.5
	公営企業会計等分	28,721	28,579	142	0.5
資金区分					
公 的 資 金		45,730	46,300	△ 570	△ 1.2
財 政 融 資 資 金		32,400	32,800	△ 400	△ 1.2
公営企業金融公庫資金		2,100	13,500	△ 11,400	△ 84.4
地方公営企業等金融機構資金 [※]		11,230	-	11,230	皆 増
(国 の 予 算 等 貸 付 金)		(2,127)	(437)	(1,690)	(386.7)
民 間 等 資 金		79,046	78,808	238	0.3
市 場 公 募		34,000	34,000	0	0.0
銀 行 等 引 受		45,046	44,808	238	0.5

※ 地方公営企業等金融機構法施行令（平成19年政令第384号）附則第2条の規定による改正後の地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第4条第2号（平成20年10月1日施行）に規定する資金。

(備 考)

- 平成21年度までの3年間で、「三公営企業借換債」と合わせて5兆円程度の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を行うこととし、繰上償還の財源として必要に応じ民間等資金による借換えについて同意(許可)することを見込んでいる。
- 地方税の減収が生じることとなる場合において発行する減収補てん債及び資金区分の変更等による借換えについて同意(許可)することを見込んでいる。
- 国の予算等貸付金債の()書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。